



第34期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年10月29日（金曜日）
午前10時15分

場所 山梨県甲府市国母七丁目11番4号
当社本社 3階 会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 定款一部変更の件	3
第2号議案 監査役1名選任の件	6
第3号議案 会計監査人選任の件	7
【添付書類】	
事業報告	8
連結計算書類	28
計算書類	30
監査報告書	32

株式会社クロスフォー

証券コード：7810

証券コード 7810
2021年10月13日

株主各位

山梨県甲府市国母七丁目11番4号
株式会社クロスフォー
代表取締役社長 土橋 秀位

第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年10月28日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2021年10月29日（金曜日）午前10時15分（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 所 | 山梨県甲府市国母七丁目11番4号 当社本社3階 会議室 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第34期（2020年8月1日から2021年7月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第34期（2020年8月1日から2021年7月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 会計監査人選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎下記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.crossfor.com/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - ②計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
 なお、これらの事項につきましては、連結計算書類及び計算書類の一部として、会計監査人及び監査役の監査を受けております。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.crossfor.com/ir/>) に修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

以下の2つのうち、いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2021年10月29日 (金)
午前10時15分

当日ご出席いただけない場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようにご返信ください。

行使期限

2021年10月28日 (木)
午後6時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1.変更理由

(1)場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の導入

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が成立し、新たに上場会社で場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、株主総会の開催方式の拡充を目的として、定款第12条第2項を追加するものであります。

なお、本議案に基づく定款変更の効力発生は、本株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

(2)株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

2019年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社(上場会社)には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うものであります。

2.変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第11条（条文省略） （招集）	第1条～第11条（現行どおり） （招集）
第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。	第12条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第13条～14条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告書または監査報告書を含む。)に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第16条～第46条 (条文省略)</p> <p>附則</p>	<p><u>2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第13条～14条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととする。</p> <p>第16条～第46条 (現行どおり)</p> <p>附則</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第1条 現行定款第15条の削除及び変更定款第15条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条但書に定める施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>前項の規定にかかわらず、施行日から6月以内の日</u>に開催する株主総会については、<u>現行定款第15条は</u>なお効力を有する。</p> <p><u>本条は、施行日から6月を経過した日又は前項の株主総会の日から3月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。</u></p>

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役黒木智光氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

くろ き とも みつ
黒 木 智 光

1965年12月19日生

再任

■所有する当社株式の数 一株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1989年4月	東京海上火災保険株式会社入社	2013年10月	同社法務コンプライアンス部長
2001年7月	株式会社東京海上研究所出向	2015年1月	同社総務部長
2005年7月	東京海上日動火災保険株式会社帰任	2017年10月	当社監査役就任（現任）
2008年7月	三菱オートリース株式会社入社		

候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

■監査役候補者とした理由

2017年10月に当社監査役に就任し、その役割・責務を果たしており、引き続き当社監査役として企業活動全般に亘る監査が期待できると判断し、監査役候補者といたしました。

（注）当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が株主や第三者等から損害賠償請求を提訴された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時においても、同内容での更新を予定しております。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査役会の決定に基づき、新たに應和監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

当社監査役会が應和監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現任会計監査人の有限責任 あずさ監査法人の監査在任期間が長期にわたっており、新たな視点での監査及び機動的な監査が期待できることに加え、会計監査人として要求される専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したものであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名 称	應和監査法人
主たる事務所の所在地	東京都千代田区九段南四丁目8番13号 自動車会館ビル
沿 革	2007年5月 監査業務・支援業務を目的に設立 2013年4月 AGN International Ltdのグローバルネットワークにメンバーファームとして加入
概 要	出 資 金：16百万円（2021年4月1日現在） 構 成 人 員：32名（2021年4月1日現在） パートナー（社員） 6名 職員 公認会計士 10名 その他専門職員 13名 事務職員 3名 合計 <u>32名</u>

以 上

(添付書類)

事業報告

(2020年8月1日から2021年7月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響はあるものの、アメリカや中国を中心とした国外経済の回復を背景に輸出の増加やワクチン接種の促進に伴う段階的な社会活動の正常化が進み、徐々に持ち直しの動きが続いております。しかしながら、変異株を含む感染症の再拡大が懸念される中、今後も経済活動の抑制と解除が繰り返される見通しで、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

ジュエリー業界におきましても、株高を背景に高額品の需要は堅調に推移しておりますが、イベントの自粛要請や動員数縮小等の動きは続いており、市場環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような状況下、国内はコロナ禍での営業活動の見直し、国外は各国の経済活動の規制緩和に合わせた営業活動の再開が進み、第4四半期連結会計期間は売上を回復し、第3四半期連結会計期間に続き黒字化を達成いたしました。具体的な活動内容としては、小売業界の冷え込んだ市場の影響をカバーするため、コロナ禍での巣ごもり需要に着目し、拡販の余地のあるEC（ネット通販）やテレビショッピングなどの非接触型販売チャネルを持つ取引先様などの異業界への営業活動に注力してまいりました。併せて、既存取引先様には販促企画の提案や高額品の「Dancing Stone」(※)を提案・導入をすることにより、客単価を上げる戦略で収益性を向上させました。一方、国外につきましては、タイの協力工場に進めたプレス製の高品質の「Dancing Stone」パーツの大量生産体制は、新型コロナウイルス感染症再拡大の影響により1ヶ月程度の遅れが生じたものの、テスト生産が完了し、本格稼働を開始しております。加えて、インド国内市場の代理店による営業活動も軌道に乗り始めました。こうした製販活動により、グローバルでの拡販や中国市場の模倣品の排除を進めてまいります。コスト面においても、業務全般のデジタル化や各種プロモーション施策の見直しを継続的に推進してまいりました。引き続き、安定した利益体質の構築に向け、グループ一体で収益構造改革を進めてまいります。

こうした活動を行った結果、当連結会計年度における国内売上高は、2,019,392千円となり、国外売上高は、792,211千円となりました。

この結果、当社グループの業績は、上期の減収を下期でカバーするには至らず、売上高は

2,811,604千円(前期比21.0%増)、営業損失は138,020千円(前連結会計年度は営業損失413,928千円)、経常損失は121,830千円(前連結会計年度は経常損失424,007千円)、親会社株主に帰属する当期純損失は113,649千円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失611,832千円)となりました。

なお、当社グループの事業セグメントは、「ジュエリー事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

※ 「Dancing Stone」とは、当社の特許技術により宝石に穴をあけることなく、宝石を揺らすことができる宝石のセッティング方法であります。

② 設備投資の状況

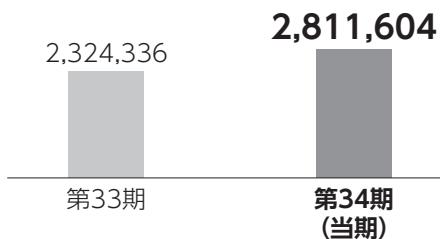
当連結会計年度の設備投資額は、169,808千円であり、その内訳は、有形固定資産の取得123,150千円、無形固定資産の取得46,657千円であります。

主な設備投資の内容としましては、「Dancing Stone」パーツのプレス製造装置であります。

③ 資金調達の状況

当社は新型コロナウイルス感染症の影響に備えた手元流動性の保持を目的として、長期借入金を取引銀行2行から総額110,000千円調達いたしました。

売上高 (千円)



営業利益 (千円)



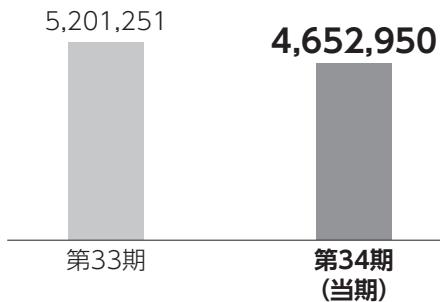
経常利益 (千円)



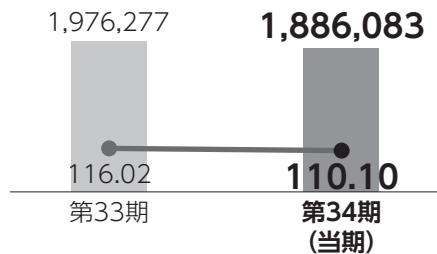
親会社株主に帰属する当期純利益(千円) / 1株当たり当期純利益 (円)



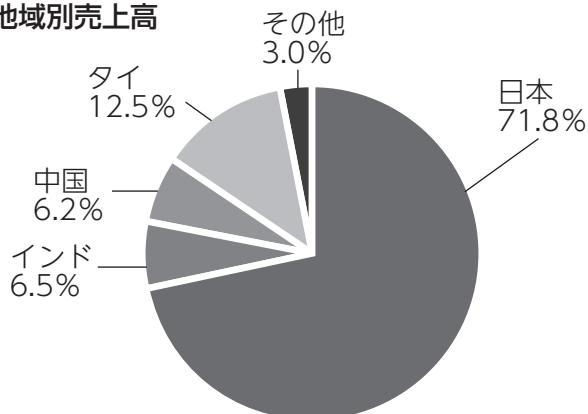
総資産 (千円)



純資産(千円) / 1株当たり純資産(円)



■ 地域別売上高



第34期（2021年7月期）

（単位：千円）

■ 日本	2,019,392
■ インド	183,839
■ 中国	173,304
■ タイ	351,645
■ その他	83,421
合計	2,811,604

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

（単位：千円）

区 分	第31期 (2018年7月期)	第32期 (2019年7月期)	第33期 (2020年7月期)	第34期 (当連結会計年度) (2021年7月期)
売上高	4,063,230	3,493,931	2,324,336	2,811,604
営業利益又は営業損失(△)	234,549	61,718	△413,928	△138,020
経常利益又は経常損失(△)	220,339	49,782	△424,007	△121,830
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	117,173	13,674	△611,832	△113,649
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	7.02	0.82	△36.58	△6.77
総資産	5,572,826	5,277,910	5,201,251	4,652,950
純資産	2,677,071	2,588,476	1,976,277	1,886,083
1株当たり純資産(円)	159.29	152.89	116.02	110.10

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 当社は2018年2月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が第31期の期首に行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第 31 期 (2018年7月期)	第 32 期 (2019年7月期)	第 33 期 (2020年7月期)	第 34 期 (当事業年度) (2021年7月期)
売 上 高	4,005,190	3,484,054	2,321,548	2,807,802
営業利益又は営業損失 (△)	290,054	70,700	△391,112	△168,163
経常利益又は経常損失 (△)	277,708	67,024	△421,259	△157,987
当期純利益又は当期純損失 (△)	173,004	23,901	△616,361	△144,817
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	10.37	1.43	△36.86	△8.63
総 資 産	5,599,370	5,317,122	5,219,145	4,644,459
純 資 産	2,688,262	2,609,865	1,992,751	1,871,414
1株当たり純資産 (円)	159.96	154.17	117.01	109.22

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は2018年2月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が第31期の期首に行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
Crossfor H.K.Ltd.	300千HKD	100.0	海外向けパーツ販売の顧客開拓
歌思福珠宝(深圳)有限公司	6,979千元	100.0	市場及び模造品調査
株式会社D.Tech	1,000万円	100.0	合成ダイヤモンドの販売

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う世界的な需要減少により、先行きの不透明感が強まっております。当社グループは、そうした事業環境に対処するため、以下の課題に取り組み、継続企業の前提に関する重要事象等の存在について、早期に解消してまいりたいと考えております。

(特に優先度の高い対処すべき課題)

① 継続企業の前提に関する重要事象等の解消

前連結会計年度の後半期は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、国内外において商業施設の閉鎖、外出自粛等が実施され、販売活動が大きく制限を受けるなど、厳しい事業環境が続きました。このため当該期間における売上高の著しい減少が生じました。当連結会計年度においては「(5)継続企業の前提に関する重要事象等」に記載した対応策の実施により売上高、収益性を回復しつつあり、早期に継続企業の前提に関する重要事象等を解消するため次連結会計年度の通期黒字化を達成することが最重要課題であると認識しております。

② 技術開発

ジュエリー・アクセサリー等の宝飾品の製造は、機械化が難しく職人の手作業により製造されています。製造工程の機械化ができれば、使用する貴金属の削減や大量生産による市場への安価な製品供給等も可能となります。このため、当期は新型コロナウイルス感染症の影響により遅れが生じたものの、タイの協力工場と連携しオートメーション生産体制を構築し、本格稼働を開始しました。加えて、「Dancing Stone」、「EXL-LOCK」に次ぐ特許技術等を開発し、安定した収益を継続的に確保して行くために、開発体制の整備を図ることを重要な課題と認識しております。

③ 新規事業の創出

企業収益を確保し、成長し続けるためには、既存事業の伸長はもとより従来とは異なる成長分野において、新たな事業を創出していくことを重要な課題と認識しております。そのためには社内リソースの活用だけではなく、外部リソースを活用することが重要と考えており、事業提携等のあらゆる可能性を追求してまいります。

④ 経営基盤の強化

中長期的成長に不可欠な経営基盤の強化という観点から、財務基盤の強化及び計画的な設備投資を継続して行います。また、常に変化する経営環境にいち早く対応するために、生産性の向上や費用対効果が悪い施策の見直し、徹底的なコスト削減の実施等を行い、コスト水準をもう一段階抑制し、業績改善に向けた経営基盤の強化に努めてまいります。

(その他の優先的に対処すべき課題)

① 生産性向上のためのシステム活用

当社グループは、一人当たり生産性の向上による全社的なコスト低減に努めております。今後も引き続き、人材育成・教育によりシステム処理能力の向上を図り、BtoBサイトを活用した非対面型ビジネスモデルへの転換やデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進して、またRPA(※)の導入、活用を進めることにより、利益率の改善に努めてまいります。
※ Robotic Process Automationの略語で、ホワイトカラーのデスクワーク(主に定型作業)を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念です。

② 人材の確保及び教育の強化

今後の業容拡大に向け、当社グループの成長に貢献できる優秀な人材の育成・獲得が重要と考えており、特に海外事業を充実させることを目的に実務的なスキル強化・人材育成に取り組んでまいります。また、これまでの価値観に捉われず、変化に柔軟に対応できる人材が必要であると考えており、社内外の研修やOJTを通じて一人ひとりの従業員が業務の見直しや改善提案ができるよう育成してまいります。

③ 財務体質の強化

当社グループは経営の健全性を保つために、キャッシュ・フローを重視した経営に努めておりますが、今後の事業強化や拡大を図るための資金が必要となります。手元資金に加え、資金調達を実施し、成長に資する財務基盤を構築してまいります。

④ 優秀なエージェントの獲得による国際展開・海外事業の拡大

東南アジア、中東、アフリカの各国の経済成長は著しく、それに伴い宝飾品市場も今後より一層拡大すると見込んでおり、当社グループの成長を加速する上で海外における事業拡大は必須であると認識しております。そのため、今後も継続して既存市場の深耕や新規市場の開拓を推進するため、新たな海外販売代理店及び優秀なエージェントの獲得等によって戦略的なグローバル展開を強化してまいります。

⑤ 自社ブランドの知名度向上

当社グループは、「Dancing Stone」に関連する特許の期間満了後も競争優位性を確保するために顧客に提供する商品、サービスにおいて信頼感、安心感をブランドとして浸透させることが重要であると認識しております。そのため、商品の品質向上に努めると共に、新規開発した「スターシリーズ」等の拡販に努め、顧客に当社ブランドの知名度を向上させるための施策を積極的に実施してまいります。

⑥ 模造品対策

正規取引の機会提供により、模造品製造業者をライセンス契約先に転換する施策を実施しております。現地弁護士事務所と連携し模造品排除の活動を継続的に実行するとともに、レッドポイントの活用や販売政策を通じて模造品を駆逐する取組みを進めてまいります。

⑦ 自然災害への対応

新型コロナウイルス感染症の長期化が予想される中で、また震災や水災等の自然災害に対しても、当社グループは社員及び関係するステークホルダーの健康や安全を最優先に考えて事態に対応します。また、事業継続計画（BCP）等に基づき、非常事態の事業への影響を最小限に止めるよう体制の整備に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループの経営活動に引き続きご理解をいただき、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等

当連結会計年度の当社の事業活動は、前連結会計年度から続く新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けております。国内においては断続的な緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発出され、行政からの外出自粛要請や商業施設の一部営業制限等により販売活動が制限を受けました。国外においても世界の主要都市でロックダウンが実施され、また海外渡航の厳格な制限下、当該期間通期における売上高の減少は継続しており、加えて2期連続で営業損失となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が生じております。しかしながら当第3四半期連結会計期間及び第4四半期連結会計期間においては、4月度に単月としては過去最高の売上を達成する等、売上高を回復させつつあります。また、2期連続の営業損失となったことによりコミットメントラインに付されている財務制限条項に該当することとなりましたが、当該金融機関と財務制限条項の抵触による期限の利益喪失の権利行使をしないことについて合意しております。加えて、当連結会計年度末において現金及び預金を823,673千円保有し財務基盤は安定していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

次連結会計年度末において当該重要事象等を解消するため、以下の施策にて収益基盤の安定を確保してまいります。

1. 自社製品の製造工程の機械化によるコストダウン
2. 既存取引先の深耕及び新規取引先の獲得
3. 販管費等の適切なコストコントロールによる経費削減
4. 借換えを含む資金調達についての金融機関との交渉

(6) 主要な事業内容 (2021年7月31日現在)

当社グループは、当社（株式会社クロスフォー）及び連結子会社3社（Crossfor H.K.Ltd.・歌思福珠宝（深圳）有限公司・株式会社D.Tech）の計4社で構成されており、「ジュエリー事業」の単一セグメントで事業展開を行っております。

当社グループでは、当社特許技術である「Dancing Stone」、着け外しが簡単でスタイリッシュさが特徴の「EXL-LOCK」を用いて、各グループ会社において、その独自の技術・製品力を活用した国内向けジュエリー・アクセサリー製品の製造販売、海外向けパーツの製造販売を主とした事業を行っております。

「Dancing Stone」とは

従来の技術であるレーザーホールダイヤモンドは、ダイヤモンドそのものに穴をあけて、パーツをセッティングし、ダイヤモンドを揺らす仕組みですが、「Dancing Stone」は、当社の特許技術によりダイヤモンドに穴をあけることなく、ダイヤモンドを揺らすことができます。「Dancing Stone」を用いた製品は、着用した人のわずかな動きを細かな振動エネルギーに変え、宝石を揺らせることで光を反射・拡散させ、宝石を輝かせることができます。

「EXL-LOCK」とは

片手で簡単に着脱可能なダブルロック式金具で、内側に入った爪に輪を引っ掛け、挟むだけで装着が可能です。ロック部分が2重になっているので取れにくく、紛失しにくい構造で、ジュエリーを楽しむ人が感じていた小さな煩わしさを解消する技術です。

(7) 主要な営業所・事業所 (2021年7月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	山梨県甲府市
東京支店	東京都台東区

② 子会社

名 称	所 在 地
Crossfor H.K.Ltd.	中華人民共和国香港特別行政区
歌思福珠宝(深圳)有限公司	中華人民共和国深圳市
株式会社D.Tech	東京都台東区

(8) 使用人の状況 (2021年7月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
90名 (10名)	15名減 (1名減)

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、アルバイト、嘱託、人材会社からの派遣職員) は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
78名 (10名)	16名減 (1名減)	37.9歳	6.0年

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、アルバイト、嘱託、人材会社からの派遣職員) は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2021年7月31日現在)

(単位：千円)

借入先	借入残高
(株)日本政策金融公庫	763,570
(株)三菱UFJ銀行	500,000
(株)みずほ銀行	450,978
(株)りそな銀行	340,320
(株)商工組合中央金庫	294,480
(株)三井住友銀行	100,000
山梨県民信用組合	80,600

(注) 1. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社りそな銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	500,000千円
借入実行残高	500,000千円
差引額	－千円

2. 当社と株式会社三菱UFJ銀行は、2021年9月30日付で、従来契約していた300,000千円のコミットメントライン契約 (財務制限条項付) に代わり、同額の当座貸越契約を新たに締結しております。

2. 株式の状況（2021年7月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 26,688,000株
 (2) 発行済株式の総数 17,603,500株(自己株式798,081株を含む)
 (3) 株主数 25,517名
 (4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社S. Hホールディングス	7,609,900	45.28
土橋秀位	506,000	3.01
内藤彰彦	361,400	2.15
土橋祥子	186,000	1.11
奥野辰也	171,300	1.02
山口毅	132,000	0.79
土橋元気	128,000	0.76
土橋翼	128,000	0.76
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	114,298	0.68
笠松紀之	108,000	0.64

- (注) 1. 当社の自己株式798,081株は、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して算出しており、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
 2. 上記株主の英文名は、(株)証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数(株)	交付対象者数(名)
取締役(社外取締役を除く)	81,500	4
社外取締役	—	—

(注)当該株式報酬は、譲渡制限付株式報酬であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日ににおける当社役員が保有している新株予約権等の状況

2017年10月27日開催の取締役会決議による第5回新株予約権

- ・新株予約権の数 670個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 1個当たり 普通株式 200株
(注) 2018年1月9日開催の取締役会決議により、2018年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数は134,000株となっております。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1株当たり 676円
(注) 2018年1月9日開催の取締役会決議により、2018年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより1株当たりの行使価額は、676円となっております。
- ・新株予約権を行使することができる期間
2019年10月28日から2024年10月27日まで
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数(個)	目的である株式の数(株)	保有者数(名)
取締役(社外取締役を除く)	620	124,000	4
社外取締役	50	10,000	1

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年7月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	土橋 秀位	
取締役副社長	内藤 彰彦	海外営業、商品管理部、企画室管掌 Crossfor H.K.Ltd. 取締役 歌思福珠宝(深圳)有限公司 取締役
取締役	山口 毅	管理部管掌 Crossfor H.K.Ltd. 取締役 歌思福珠宝(深圳)有限公司 取締役
取締役	米光 信彦	経営企画室、国内営業管掌
取締役営業部長	奥野 辰也	
社外取締役	井上 輝男	株式会社INO 取締役会長
常勤監査役	黒木 智光	
社外監査役	村田 真一	兼子・岩松法律事務所 弁護士 株式会社JMC 社外監査役 シュッピン株式会社 社外取締役 株式会社プラザクリエイト本社 社外取締役 (監査等委員)
社外監査役	大野 崇	アヴァンセコンサルティング株式会社 代表取締役 公認会計士・税理士 株式会社いつみ家 社外監査役 株式会社じゃんぱら 社外監査役

- (注) 1. 取締役井上輝男氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役村田真一氏及び大野崇氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 社外監査役村田真一氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 社外監査役大野崇氏は、公認会計士資格の保有者として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 社外取締役井上輝男氏、社外監査役村田真一氏及び大野崇氏を、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員となっております。当該保険契約は、株主や第三者等から損害賠償請求を提訴された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。但し、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補されません。保険料は全額会社が負担

しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員個人の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社役員報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲で以下の方針に基づき決定いたします。

取締役報酬については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、「役員報酬」、「役員賞与」、「株式報酬(ストックオプション・譲渡制限付株式報酬)」で構成され、「役員報酬」は、各取締役の職務に対して毎月固定額を支給する報酬であり、「役員賞与」は、業績に応じて株主総会の決議を経て決定し支給する報酬であり、「株式報酬」は、株価変動のメリットとリスクを株主様と共有すること等を目的として、職位に応じたストックオプション・譲渡制限付株式報酬を付与しております。また、これらの支給割合は、業績や管掌職務の職責、職務の執行状況等を総合的に勘案して設定されております。

監査役の報酬については、固定報酬で構成され、その額については各監査役が常勤・非常勤の別、役割、社会水準等を総合的に勘案し、監査役の協議にて決定しております。

なお、決定方針の決定方法は、取締役会の決議により決定しております。当事業年度に係る取締役個人の報酬等の内容は、社外取締役の答申内容を十分に尊重しており、決定方針に沿うものであると取締役会が判断しております。

② 役員報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2017年10月27日開催の第30期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）として、また、当該報酬とは別枠にて、当社の取締役に対し、新株予約権の割当てに関する報酬額を、年額70百万円以内（うち社外取締役10百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年10月23日開催の第33期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2017年10月27日開催の第30期定時株主総会において、年額70百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名(うち、社外監査役は2名)です。

③ 役員個人の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は代表取締役社長土橋秀位に上記方針に基づいて各取締役の報酬額の決定を委任し、取締役会から委任を受けた代表取締役社長土橋秀位は、業績や管掌職務の職責、職務の執行状況等を総合的に勘案し決定しております。

報酬額の決定を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。上記方針に基づき決定した報酬額を、毎月金銭で支給いたしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		役員報酬	役員賞与	ストック オプション	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	117,508 (5,040)	99,904 (5,040)	- (-)	- (-)	17,604 (-)	6 (1)
監査役 (うち社外監査役)	14,970 (6,720)	14,970 (6,720)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	132,478 (11,760)	114,874 (11,760)	- (-)	- (-)	17,604 (-)	9 (3)

⑤ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等は、当社グループの中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図ることを目的として、株主総会で決定したストックオプション報酬額の限度内(年額70百万円以内)において、個別に個数を割り当て、交付しております。

また、株価変動のメリットとリスクを株主様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、株主総会で決定した譲渡制限付株式報酬の限度内(年額30百万円以内)において、貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して個別に個数を割り当て、交付しております。

当該株式報酬の内容及びその交付状況は「2. 株式の状況」、「3. 会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当社は会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、社外取締役井上輝男氏、社外監査役村田真一氏及び大野崇氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

これは、社外取締役及び社外監査役が職務の遂行にあたり、期待された役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役井上輝男氏並びに、社外監査役村田真一氏及び大野崇氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	井 上 輝 男	当事業年度に開催された取締役会には16回中16回出席しております。長年企業経営に携わり、海外事業経営の豊富な知識、識見から、適宜助言、提言を行っております。
社外監査役	村 田 真 一	当事業年度に開催された取締役会には16回中13回、監査役会には13回中13回それぞれ出席しております。弁護士として企業法務に精通しており、他社における社外監査役を兼任されていることから監査役としての経験は充分であり、社外役員としての経験や弁護士の専門的な見地から、適宜助言、提言を行っております。
社外監査役	大 野 崇	当事業年度に開催された取締役会には16回中16回、監査役会には13回中13回それぞれ出席しております。公認会計士として監査法人及び税理士法人での豊富な知識及び経験と幅広い見識を有しており会計税務面での監査の観点から、適宜助言、提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	29,000千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の子会社であるCrossfor H.K. Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a) 取締役は、法令、定款及びその他の社内規程等の遵守体制を構築し、体制の維持向上に努める。
 - b) 取締役及び使用人が、法令等を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するために、コンプライアンスが企業活動の基本原則であることを認識し、取締役と全使用人が一体となってその徹底を図る。
 - c) 当社は、内部通報の内容及び調査で得られた個人情報等を正当な理由なく開示することを禁止し、内部通報をした者に対して、そのことを理由として不利益な取扱いを行わない。
 - d) 内部監査室は、法令等の遵守状況及び業務活動の効率性などについて監査役とも連携しつつ内部監査を実施し、業務の改善に向け具体的に助言、勧告を行う。
 - e) 財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。
 - f) グループにおける重要な法的な課題、会計的課題事項及びコンプライアンスに係る事項については、専門家に相談し、必要な検討を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」の他、法令・定款に従い、紙又は電磁的媒体に記録し、保管する。また、取締役及び監査役は必要に応じこれらの情報を閲覧できる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a) 重大な損失のリスクを認識し対応するための「リスク管理規程」を適切に運用するとともに、リスク管理体制の構築及び維持・整備に努める。
 - b) 経営に対する影響の大きい事業運営上のリスク管理については、代表取締役社長を委員長とする「リスクコンプライアンス委員会」にて定期的な確認を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「取締役会規程」に従い、定時取締役会並びに臨時取締役会において、経営の基本方針、その他経営に関する重要事項を決定し、取締役の業務執行状況を監督するものとする。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a) 子会社における重要事項を当社の取締役会の付議事項とする旨を「関係会社管理規程」に定め、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について承認を行う。
 - b) 子会社を当社の一部署と位置づけ、指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、子会社管理については各関連部署と経営企画室が連携して行う。
 - c) 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を実施する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - a) 監査役を補助する者を当社の使用人から任命し、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の補助業務を優先して従事するものとする。
 - b) 監査役を補助する者が置かれる場合、その指揮命令系統、地位及び処遇等については、取締役からの独立性を担保するために監査役と事前協議を行うこととする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - a) 取締役及び使用人は、監査役に対し、取締役会等の会議を通じ、職務の執行状況の報告を行うとともに、内部監査室の監査結果を報告する。
 - b) 監査役は、稟議書等の業務執行上の重要な書類を閲覧することができる。
 - c) 法令、定款等に違反する重大な事実、不正行為又は当社グループに著しい損失を及ぼすおそれのある事実について発見したときは、監査役に報告しなければならない。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a) 代表取締役社長は、監査役と定期的な会合を持ち、会社運営に関する意見交換のほか、意思疎通を図る。
 - b) 取締役は、監査役が会計監査人、内部監査部門と連携して、実効的な監査が行えるよう協力する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 職務執行の適正性及び効率性の確保に対する取り組み

取締役会は社外取締役1名を含む取締役6名で構成し、社外監査役2名を含む監査役3名も出席した上で開催し、取締役の職務の執行を監督しました。

② 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性の確保に対する取り組み

子会社については定期的にその業務運営状況の報告を求め、重要事項を取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社の実効性のある管理の実現に努めました。

③ コンプライアンスに対する取り組みの状況

リスクコンプライアンス委員会を四半期毎に開催し、コンプライアンス関連情報の報告・分析、内部通報窓口の運用状況を検討し、必要に応じ研修等を実施しました。

④ 監査役監査

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、監査役間の情報共有などにより会社の状況を把握し、取締役会などに出席して適宜意見を述べ、意思決定の適正性の確保に努めました。

⑤ 内部監査

内部監査室は、内部監査計画に基づき法令・社内規程等の遵守状況について社内各部門を対象とする社内監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役や監査役会等に報告しました。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

~~~~~  
本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2021年7月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目                | 金 額              |
|-----------------|------------------|--------------------|------------------|
| <b>【資産の部】</b>   |                  | <b>【負債の部】</b>      |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>2,991,795</b> | <b>流動負債</b>        | <b>1,386,510</b> |
| 現金及び預金          | 823,673          | 支払手形及び買掛金          | 73,046           |
| 受取手形及び売掛金       | 476,766          | 短期借入金              | 800,000          |
| 製品              | 766,623          | 1年内返済予定の長期借入金      | 400,750          |
| 仕掛品             | 400,113          | 未払法人税等             | 7,585            |
| 原材料及び貯蔵品        | 505,579          | その他                | 105,128          |
| 未収還付法人税等        | 1,596            | <b>固定負債</b>        | <b>1,380,356</b> |
| その他             | 48,676           | 長期借入金              | 1,379,197        |
| 貸倒引当金           | △31,232          | 繰延税金負債             | 158              |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,661,154</b> | その他                | 1,000            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,420,682</b> | <b>負債合計</b>        | <b>2,766,866</b> |
| 建物及び構築物         | 973,546          | <b>【純資産の部】</b>     |                  |
| 機械装置及び運搬具       | 67,605           | <b>株主資本</b>        | <b>1,854,128</b> |
| 土地              | 331,094          | 資本金                | 695,136          |
| 建設仮勘定           | 1,942            | 資本剰余金              | 788,802          |
| その他             | 46,493           | 利益剰余金              | 390,568          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>72,010</b>    | 自己株式               | △20,378          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>168,461</b>   | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>△3,897</b>    |
| 投資有価証券          | 263              | その他有価証券評価差額金       | 18               |
| 長期貸付金           | 8,597            | 為替換算調整勘定           | △3,916           |
| 繰延税金資産          | 48,485           | <b>新株予約権</b>       | <b>35,853</b>    |
| その他             | 111,417          | <b>純資産合計</b>       | <b>1,886,083</b> |
| 貸倒引当金           | △301             | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>4,652,950</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>4,652,950</b> |                    |                  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自2020年8月1日 至2021年7月31日)

(単位：千円)

| 科 目                                 | 金 額     |           |
|-------------------------------------|---------|-----------|
| 売 上                                 |         | 2,811,604 |
| 売 上 原 価                             |         | 1,859,079 |
| 売 上 総 利 益                           |         | 952,525   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費                 |         | 1,090,545 |
| 営 業 損 失 ( △ )                       |         | △138,020  |
| 営 業 外 収 益                           |         |           |
| 受 取 利 息                             | 67      |           |
| 受 取 配 当 金                           | 14      |           |
| 受 取 賃 貸 料                           | 5,572   |           |
| 為 替 差 益                             | 12,124  |           |
| 補 助 金 収 入                           | 18,766  |           |
| 解 約 返 戻 金                           | 9,084   |           |
| そ の 他                               | 2,112   | 47,742    |
| 営 業 外 費 用                           |         |           |
| 支 払 利 息                             | 16,692  |           |
| コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー                 | 3,964   |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額                     | 6,539   |           |
| そ の 他                               | 4,355   | 31,552    |
| 経 常 損 失 ( △ )                       |         | △121,830  |
| 特 別 利 益                             |         |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益                     | 46      | 46        |
| 特 別 損 失                             |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損 失                     | 0       |           |
| 減 損 損 失                             | 3,385   | 3,385     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 ( △ )         |         | △125,170  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税               | 3,337   |           |
| 法 人 税 等 調 整 額                       | △14,857 | △11,520   |
| 当 期 純 損 失 ( △ )                     |         | △113,649  |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 ( △ ) |         | △113,649  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年7月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|---------------|-----------|---------------|-----------|
| <b>【資産の部】</b> |           | <b>【負債の部】</b> |           |
| 流動資産          | 2,983,153 | 流動負債          | 1,392,846 |
| 現金及び預金        | 640,414   | 支払手形          | 3,446     |
| 受取手形          | 49,902    | 買掛金           | 69,701    |
| 売掛金           | 428,945   | 短期借入金         | 800,000   |
| 製品            | 765,874   | 1年内返済予定の長期借入金 | 400,750   |
| 仕掛品           | 400,122   | 未払金           | 66,870    |
| 材料及び貯蔵品       | 505,970   | 未払費用          | 30,631    |
| 前払費用          | 954       | 未払法人税等        | 7,515     |
| 前払費用          | 25,317    | 前受り           | 5,555     |
| 預け金           | 102,770   | 預そ            | 7,845     |
| 未収還付法人税       | 1,596     | その他           | 530       |
| そ             | 120,513   | 固定負債          | 1,380,197 |
| 貸倒引当金         | △59,229   | 長期借入金         | 1,379,197 |
|               |           | その他           | 1,000     |
| 固定資産          | 1,661,306 | 負債合計          | 2,773,044 |
| 有形固定資産        | 1,419,976 | 【純資産の部】       |           |
| 建物            | 949,619   | 株主資本          | 1,835,543 |
| 構築物           | 23,809    | 資本金           | 695,136   |
| 機械及び装置        | 63,306    | 資本剰余金         | 788,802   |
| 車両運搬具         | 4,398     | 資本準備金         | 695,136   |
| 工具、器具及び備品     | 45,806    | その他資本剰余金      | 93,666    |
| 土地            | 331,094   | 利益剰余金         | 371,982   |
| 建設仮勘定         | 1,942     | その他利益剰余金      | 371,982   |
| 無形固定資産        | 68,884    | 繰越利益剰余金       | 371,982   |
| ソフトウェア        | 33,194    | 自己株           | △20,378   |
| ソフトウェア仮勘定     | 35,035    | 評価・換算差額等      | 18        |
| そ             | 655       | その他有価証券評価差額金  | 18        |
| 投資その他の資産      | 172,444   | 新株予約権         | 35,853    |
| 投資有価証券        | 263       |               |           |
| 関係会社株         | 4,635     |               |           |
| 出資            | 4,065     |               |           |
| 長期貸付          | 28,597    |               |           |
| 破産更生債権等       | 251       |               |           |
| 長期前払費用        | 945       |               |           |
| 繰延税金資産        | 49,915    |               |           |
| そ             | 104,024   |               |           |
| 貸倒引当金         | △20,251   |               |           |
| 資産合計          | 4,644,459 | 純資産合計         | 1,871,414 |
|               |           | 負債・純資産合計      | 4,644,459 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自2020年8月1日 至2021年7月31日)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額       |
|----------------|-----------|
| 売上             | 2,807,802 |
| 売上原価           | 1,860,628 |
| 売上総利益          | 947,174   |
| 販売費及び一般管理費     | 1,115,337 |
| 営業損失(△)        | △168,163  |
| 営業外収益          |           |
| 受取利息           | 2,312     |
| 受取配当金          | 14        |
| 受取賃貸料          | 5,572     |
| 為替差益           | 14,205    |
| 補助金収入          | 8,916     |
| 業務受託料          | 5,562     |
| 解約返戻金          | 9,084     |
| その他            | 1,628     |
| 営業外費用          |           |
| 支払利息           | 16,692    |
| コミットメントファイナンス額 | 3,964     |
| 貸倒引当金繰入        | 12,109    |
| その他            | 4,352     |
| 経常損失(△)        | △157,987  |
| 特別利益           |           |
| 新株予約権戻入        | 46        |
| 特別損失           |           |
| 固定資産除売却損       | 0         |
| 減損損失           | 3,385     |
| 税引前当期純損失(△)    | △161,326  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 3,267     |
| 法人税等調整額        | △19,775   |
| 当期純損失(△)       | △144,817  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年9月21日

株式会社クロスフォー  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 細 矢 聡 ㊞

公認会計士 佐 藤 義 仁 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クロスフォーの2020年8月1日から2021年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クロスフォー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

**独立監査人の監査報告書**

2021年9月21日

株式会社クロスフォー  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 細 矢 聡 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 義 仁 ㊞

業務執行社員

**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クロスフォーの2020年8月1日から2021年7月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年8月1日から2021年7月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
 会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
 会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年9月27日

株式会社クロスフォー 監査役会  
 常勤監査役 黒木 智光 ㊞  
 社外監査役 村田 眞一 ㊞  
 社外監査役 大野 崇 ㊞

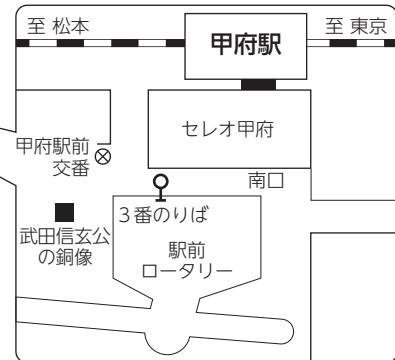
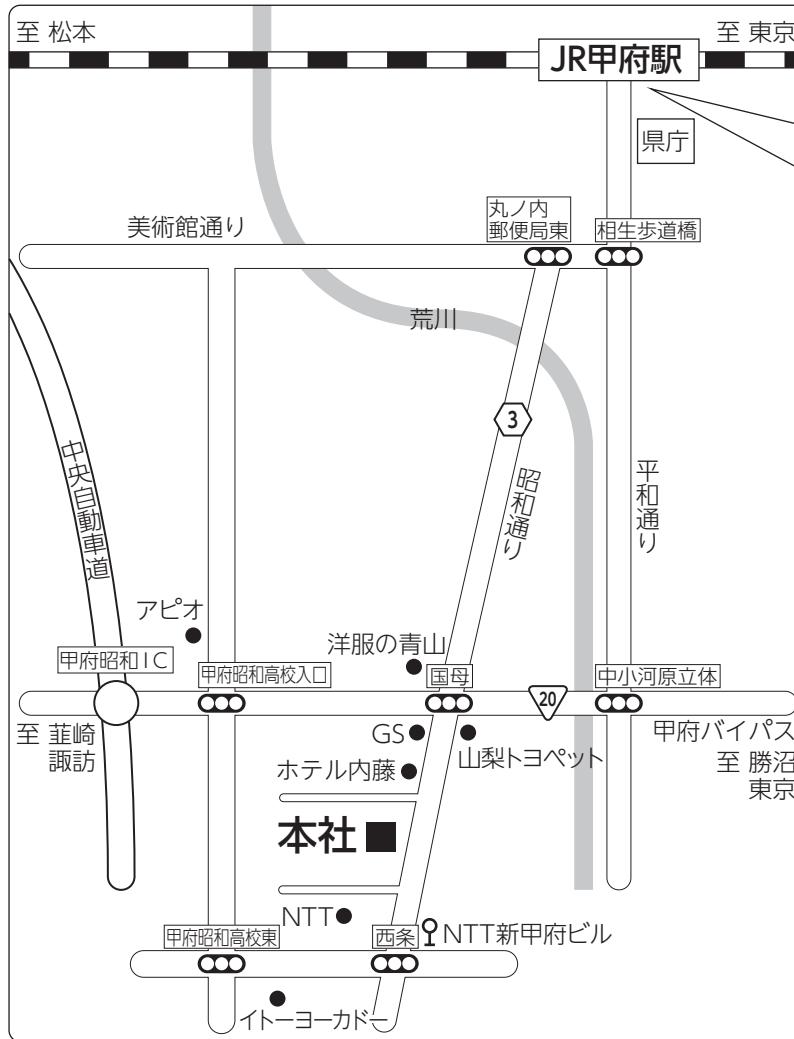
以上





# 株主総会会場ご案内図

会場：山梨県甲府市国母七丁目11番4号 当社本社3階会議室  
Tel. 057-008-9640



## 交通アクセスのご案内

JR中央本線・身延線甲府駅南口  
バスターミナル3番のりば58系統  
「山梨交通バス」で約20分  
(9:38 出発)

「NTT新甲府ビル」下車徒歩3分

## 本社外観

